

## 船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第2号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月27日 12時03分ごろ	
発生場所	徳島県鳴門市鳴門飛島灯台から真方位139° 1,640m付近 (概位 北緯34° 13.3′ 東経134° 39.6′)	
事故等調査の経過	平成22年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 第八東亜丸、498トン 132452、東亜汽船株式会社 B 漁船 生光丸、7.3トン HG2-5144（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、三級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 船尾外板凹損、引き網ワイヤー切断	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、粗製ベンゼン約1,000トンを積載し、鳴門海峡東方を西進中、B船は、船長1人が乗り組み、引き網漁を操業中、平成21年11月27日12時03分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、鳴門海峡東方を西進中、前方の漁船群に注意を奪われて、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、操業に注意を奪われて、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、鳴門海峡東方において、A船が西進中、B船が引き網漁を操業中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	